
阪南市の給与・定員管理等について

令和5年度



大阪府 阪南市



はなてい

阪南市の人事行政の運営状況について公表します

阪南市における職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

（人口は令和5年1月1日現在）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	（参考）令和3年度人件費率
令和4年度	51,579 人	20,581,311 千円	281,976 千円	3,582,316 千円	17.4%	17.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

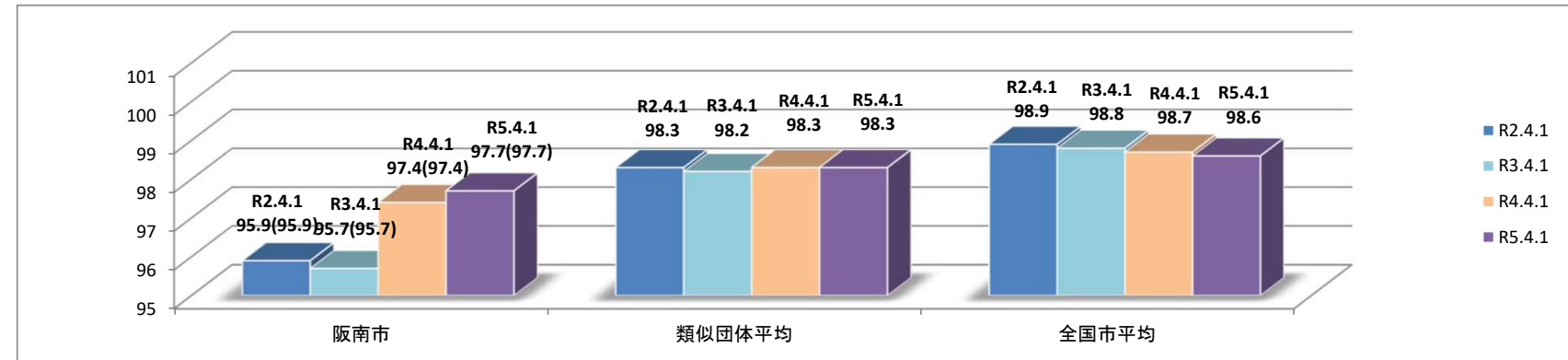
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	325人	1,304,747 千円	275,952 千円	534,026 千円	2,114,725 千円	6,507 千円	6,066 千円

* 職員手当には退職手当は含みません。

* 職員数については、令和4年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の職員数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

* 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



* ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

* () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

* 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされており、本市における取り組み状況は以下のとおりです。

① 給料表の見直し

実施済み	実施内容
	(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容) ・一般職の給料表については、国の総合的見直しを踏まえ平均2%の引下げを行いました。 ・激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を行いました。

② 地域手当の見直し

実施済み	実施内容										
	国基準の6%に対し本市においても6%に改正。 段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点は6%を支給。										
【参考】	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
阪南市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

■ 平成27年度から管理職員特別勤務手当を国と同様に見直しを実施。 ■ 平成27年度に管理職手当の見直しを実施。
--

(5) 特記事項

■ 平成27年度から特別職及び管理職の給料減額を行っています。 減額率(令和5年4月1日現在)・・・市長:25%、副市長及び教育長11.5%、管理職2.5～4%減額を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
阪南市	46.5歳	331,792 円	408,192 円	380,434 円
大阪府	41.1歳	313,007 円	425,774 円	371,089 円
国	42.4歳	322,487 円	-	404,015 円
類似団体	41.6歳	310,260 円	401,078 円	356,435 円

② 教育職(幼稚園含む)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
阪南市	43.1歳	353,228 円	421,642 円
大阪府	39.2歳	341,768 円	417,215 円
類似団体	41.7歳	312,527 円	364,544 円

*「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

*「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区分		阪南市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	190,300 円	185,200 円
	高校卒	164,100 円	157,500 円	154,600 円
教育職(幼稚園)	大学卒	191,700 円	212,500 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,156 円	346,567 円	381,836 円	400,157 円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	357,625 円
教育職(幼稚園)	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

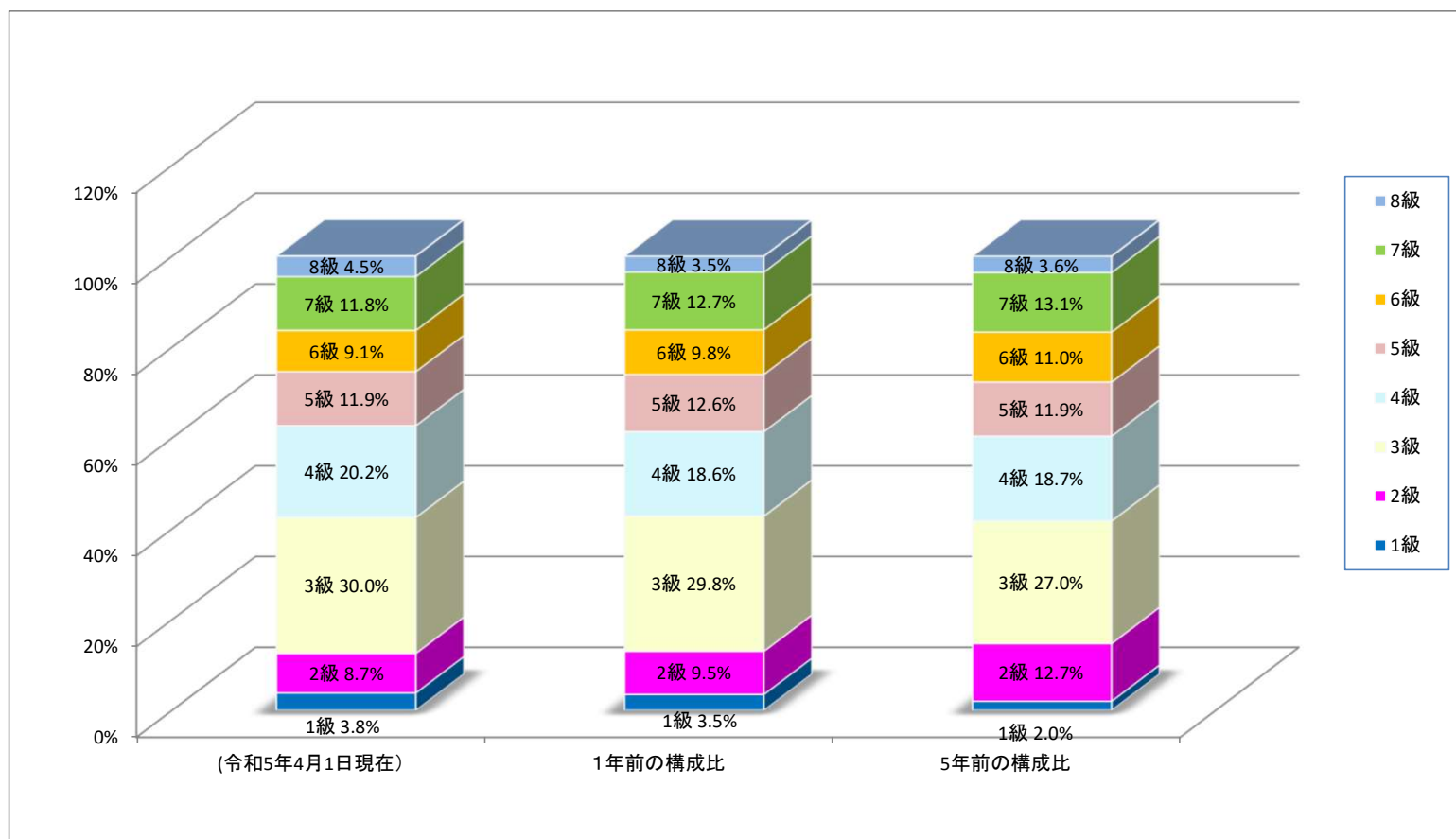
(1) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	級別基準職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	11 人	3.8%	150,100 円	247,600 円
2級	主事	25 人	8.7%	198,500 円	304,200 円
3級	総括主事	86 人	30.0%	234,400 円	350,000 円
4級	総括主査・主査・主任	58 人	20.2%	266,000 円	381,000 円
5級	主幹	34 人	11.9%	290,700 円	393,000 円
6級	課長代理	26 人	9.1%	319,200 円	410,200 円
7級	副理事・課長	34 人	11.8%	362,900 円	444,900 円
8級	部長・理事	13 人	4.5%	408,100 円	468,600 円
合計		287 人	100%		

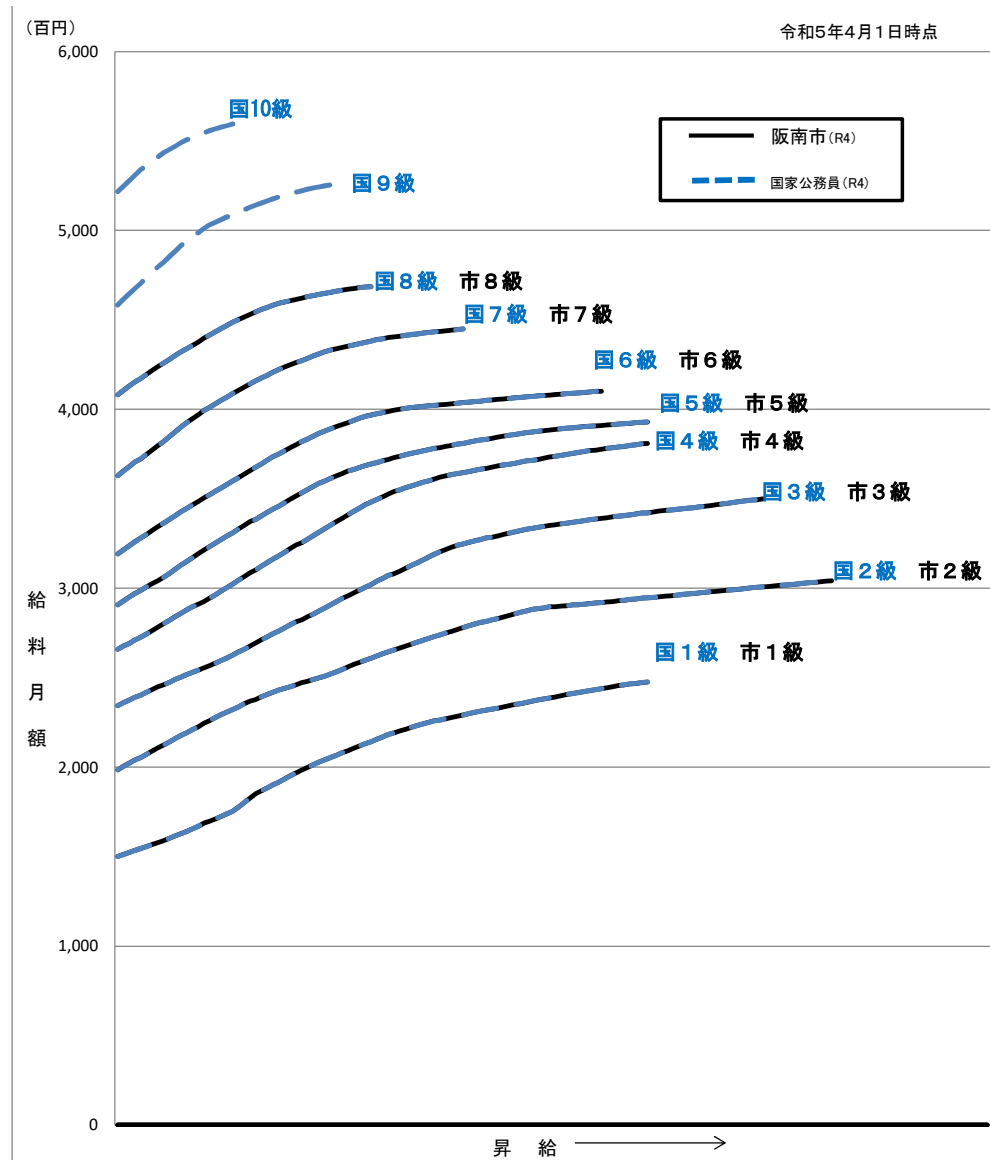
* 阪南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(再任用短時間勤務職員を除く)です。

* 級別基準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))

(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(阪南市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (令和4年度普通会計決算)

阪南市		大阪府		国	
1人当たりの平均支給年額 1,552 千円		1人当たりの平均支給年額 1,650 千円		—	
期末手当(※)	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当(※)	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35 月分)	(0.95 月分)	(1.35 月分)	(0.95 月分)	(1.35 月分)	(0.95 月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

()内は、再任用職員に係る支給割合です。

* 令和3年人事院勧告における0.15月分の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で実施しています。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(阪南市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			未定	

* 管理職員は課長級以上を対象に活用しています。

(2) 退職手当

(令和5年4月1日現在)

阪 南 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	
1人当たりの平均支給額	自己都合	748 千円			
	応募認定・定年	21,524 千円			

* 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(令和4年度普通会計決算)

支給実績			82,824 千円
支給職員1人当たり平均支給年額			240,767 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
阪南市全地域	6%	344 人	6%
地域手当補正後のラスパイレス指数／ラスパイレス指数			97.4 / 97.4

* 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

* 補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。

(4) 特殊勤務手当 (令和4年度普通会計決算)

支給実績		2,340 千円	対象職員 42人	
支給職員1人当たり平均支給年額		55,714 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		12.2%		
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税徴収業務手当	市税徴収業務に従事する職員		市税徴収業務	100円/日額
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員		社会福祉業務	100円/日額
行旅死亡人収容作業手当	行旅死亡人の収容作業に従事する職員		行旅死亡人収容業務	2,000円/1件
緊急呼出手当	緊急時に呼び出しを受けた職員		緊急時(災害時)の業務	1,000円/1回
収集業務手当	収集業務に従事する職員		ごみ収集業務	400円/日額
死獣収集手当	犬・猫等の死体収集に従事する職員		死獣収集業務	1,500円/1匹

(5) 時間外勤務手当 (令和3年度及び令和4年度普通会計決算)

	令和3年度	令和4年度
支給実績	54,415 千円	55,299 千円
職員1人当たり平均支給年額	198 千円	213 千円

* 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(決算年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 休日勤務手当 (令和3年度及び令和4年度普通会計決算)

	令和3年度	令和4年度
支給実績	3,695 千円	2,444 千円
職員1人当たり平均支給年額	14 千円	10 千円

(7) その他の手当

(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度普通会計決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度普通会計決算)
扶養手当	- 配偶者（7級以下）6,500円、（8級）3,500円 - 子 10,000円 - 父母等（7級以下）6,500円、（8級）3,500円 - 扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 ※7級以下、8級とは一般職給料表における等級を表す	同		32,549 千円	226,035 円
住居手当	《賃貸居住者》 (ア) 月額16,000円以下の家賃を支払っている職員 …0円 (イ) 月額16,000円を超え、27,000円以下の家賃を支払っている職員 …家賃額-16,000円 (ウ) 月額27,000円を超え、61,000円以下の家賃を支払っている職員 …(家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 (エ) 月額61,000円を超える家賃を支払っている職員 …28,000円	同		14,437 千円	307,170 円
通勤手当	《交通機関利用者》 ・月額55,000円を限度として全額支給 《自動車等交通用具使用者》 ・片道2km以上5km未満 2,000 円 ・片道5km以上10km未満 4,200 円 ・片道10km以上15km未満 7,100 円 ・片道15km以上20km未満 10,000 円 ・片道20km以上25km未満 12,900 円 ・片道25km以上30km未満 15,800 円 ・片道30km以上35km未満 18,700 円 ・片道35km以上40km未満 21,600 円 ・片道40km以上45km未満 24,400 円 ・片道45km以上50km未満 26,200 円 ・片道50km以上55km未満 28,000 円 ・片道55km以上60km未満 29,800 円 ・片道60km以上 31,600 円	同		27,061 千円	104,888 円
管理職手当	- 部長相当職 80,000 円 - 副理事相当職 60,000 円 - 課長相当職 50,000 円 - 課長代理相当職 40,000 円			50,628 千円	602,714 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		（参考）類似団体における最高/最低額		
給 料	市長	637,500 円	1,061,000円/593,400円	
	（減額前）	850,000 円		
	副市長	637,200 円	885,000円/547,600円	
	（減額前）	720,000 円		
報 酬	議長	530,000 円	737,000円/372,000円	
	（減額前）	530,000 円		
	副議長	480,000 円	653,000円/294,000円	
	（減額前）	480,000 円		
	議員	460,000 円	591,000円/266,000円	
	（減額前）	460,000 円		
期 末 手 当	市長	4.0月分 （令和4年度支給割合）		
	副市長			
	議長	4.0月分 （令和4年度支給割合）		
	副議長			
	議員			
退 職 手 当		（算定方法）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市長	給料月額×45/100×在職月数	18,360,000 円	任期ごと
	副市長	給料月額×25/100×在職月数	8,640,000 円	任期ごと
	備考	令和2年11月12日に市長であるものは退職手当を不支給とする。		

* 給料の減額（市長：25％減額、副市長：11.5％減額）を実施しています。

* 令和3年人事院勧告における0.15月分の引き下げ分を令和4年6月期で実施しています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和5年4月1日現在)

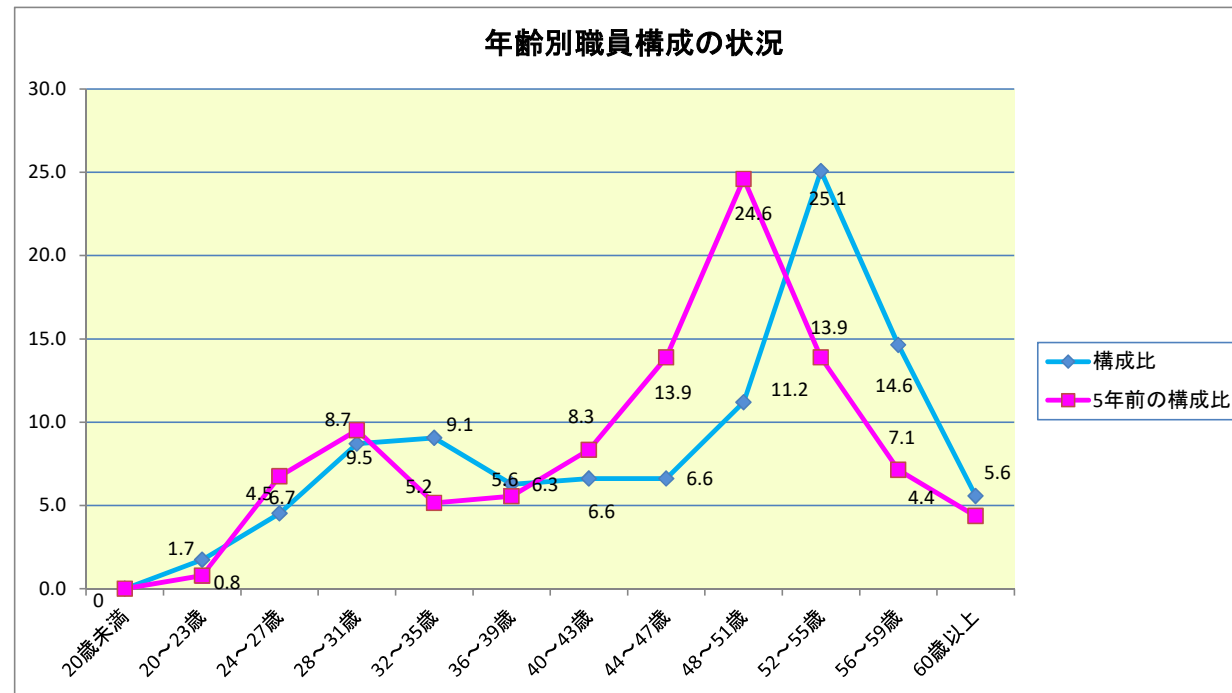
部門 区分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	※類似団体の人口1万当たりの職員数
			令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政	議 会	5	5	0	総務一般の事務の見直し 税務一般の事務の見直し	※類似団体の人口1万当たりの職員数
		総 務	74	76	2		
		税 務	20	18	▲ 2		
		民 生	91	91	0		
		衛 生	40	40	0		
		労 働	0	0	0		
		農林水産	9	10	1	農林水産一般の事務の見直し	
		商 工	7	7	0		
		土 木	26	24	▲ 2	土木一般の事務の見直し	
	小 計		272	271	▲ 1	人口1万当たりの職員数 52.54 人	
教育部門		53	51	▲ 2	教育事務の見直し		
小 計		325	322	▲ 3	人口1万当たりの職員数 62.43 人	※類似団体の人口1万当たりの職員数 65.15 人	
公営企業等会計	水 道	水 道	0	0	0		
		下水道	8	8	0		
		その他	30	28	▲ 2	その他事務の見直し	
	小 計		38	36	▲ 2	人口1万当たりの職員数 6.98 人	
合 計		363 〔 422 〕	358 〔 422 〕	▲ 5 〔 0 〕	人口1万当たりの職員数 69.41 人		

*職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員、非常勤職員を除きます。

*〔 〕内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況

(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	0	5	13	25	26	18	19	19	32	72	42	16	287
構成比(%)	0.0	1.7	4.5	8.7	9.1	6.3	6.6	6.6	11.2	25.1	14.6	5.6	100

【参考】5年前の構成比

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	0	2	17	24	13	14	21	35	62	35	18	11	252
構成比(%)	0.0	0.8	6.7	9.5	5.2	5.6	8.3	13.9	24.6	13.9	7.1	4.4	100

*一般行政職の構成です。

(3) 職員数の推移

単位:人

年度 部門別	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の 増減数(率)		
一般行政	268	270	264	273	272	271	3	1.1	%
教 育	70	71	68	65	53	51	▲ 19	▲ 27.1	%
普通会計計	338	341	332	338	325	322	▲ 16	▲ 4.7	%
公営企業等会計計	54	38	38	38	38	36	▲ 18	▲ 33.3	%
総合計	392	379	370	376	363	358	▲ 34	▲ 8.7	%

* 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 勤務時間・勤務条件の状況

(令和5年4月1日現在)

1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分
休日	週休日(土曜・日曜)・祝日・年末年始
休暇	年次有給休暇・病気休暇・特別休暇(ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・看護休暇・忌引休暇・夏季休暇・妊産婦の休息など)・介護休暇・介護時間

◆サービスの状況

地方公務員法及び阪南市条例に基づき、義務規定・禁止規定の遵守。

8 分限処分及び懲戒処分の状況 (令和4年度)

◆分限処分

区分	降任	免職	休職	降給
阪南市	0件	1件	28件	0件

◆懲戒処分

区分	戒告	減給	停職	免職
阪南市	0件	1件	0件	0件

9 退職管理の状況 (令和4年度)

退職時に課長級以上であった職員の営利企業等への再就職者数 … 0 人

1 0 研修の状況（令和4年度）

受講者数		
階層別研修	35 講座	640 人
特別研修	2 講座	73 人
派遣研修等	20 講座	58 人
延べ受講者数		771 人

1 1 福祉及び利益の保護の状況（令和4年度）

厚生 福利 制度	厚生制度	阪南市職員厚生会 職員健康診断
	共済制度	退職厚生年金・障害厚生年金・障害手当金・遺族厚生年金給付事業・貸付事業・健康保険・出産育児一時金・疾病予防の実施
公務災害補償		職員が公務により死亡・負傷、または、疾病にかかった場合の補償（療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償等）

1 2 公平委員会の業務状況（令和4年度）

内容	勤務条件に関する措置の要求	不利益処分に関する審査請求
新規	0 件	0 件
前年度からの継続	0 件	0 件
終了	0 件	0 件

＊勤務条件に関する措置の要求・・・職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度のことです。

＊不利益処分に関する審査請求・・・懲戒処分などの処分を受けた職員は、公平委員会に対し行政不服審査法による審査請求ができる制度のことです。